



様式第16号 (第12条関係)

平成26年 4月 28日

三豊市長 様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市山本町辻333番地1

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊山本

代表者氏名 理事長 中野 孝志

電話番号 0875-63-1501



地域内分権推進交付金実績報告書

平成25年4月25日付け三政田第60号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 8,362,543円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

(平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊山本

1 事業の成果

設立初年度に引き続き、会員を募り活動を通じて地域住民に「まちづくり推進隊山本」を浸透させることを目的に事業展開をした。広報部会・福祉部会・地域部会を立ちあげ、課題解決の仕組みは構築できた。また、まちづくり推進隊のロゴマークを作成し、事業運営の方向性が確立された。今年度は模索しながらの基礎作り活動で、充分とは言えないが年初目標は達成した。次年度はNPO法人に移行しての活動で、ステージアップした活動が実施できると考えている。山本支所からの移譲業務もつつがなく遂行できた。

2 個別事業計画書

(1)

事業名	各種団体との共同（共催事業） 「ふれあい公園清掃活動・交流試合」			
事業内容	山本町内の少年ソフトボール3チームによる、ソフトボール大会と子ども達・保護者の方でふれあい公園内の清掃を行った。活動を通じて参加者の交流の場ができ、友好を深めることができた。			
実施日時	平成25年7月14日（日曜日）8時～14時			
実施場所	山本町ふれあい公園			
受益者	スポーツ少年団員・保護者	従事人数	120人	
決算額	収入額	125,067円	支出額	125,067円
	内訳 受取補助金	125,067円	内訳 消耗品費	112,267円
	(交付金)		食糧費	10,800円
			保険料	2,000円

(2)

事業名	各種団体との共同（共催事業） 「サイクルロード宝山湖大会 コース整備活動」			
事業内容	みとよサイクルロード宝山湖大会の準備として、周辺のレース障害となる雑草等の除去（草刈り及び撤去）を実施した。大会参加者から「ここまでコース整備できている大会はない」との好評を得た。また、参加者・観客の印象も良く、山本町の知名度アップになった。			
実施日時	平成25年10月22日（火曜日）8時～12時			
実施場所	山本町宝山湖周辺			
受益者	大会参加競技者・山本町民	従事人数	5人	
決算額	収入額	20,546円	支出額	20,546円
	内訳 受取補助金	20,546円	内訳 消耗品費	15,860円
	(交付金)		諸謝金	4,000円
			食糧費	686円

(3)

事業名	各種団体との共同（共催事業） 「知行寺山ハイキングコース整備活動」		
事業内容	予定した日は悪天候で延期。2日の当日は18名の協力を得てハイキングコース整備活動（コースの下草を草刈整備等）を実施した。11月17日の大野探検ハイキングに参加した子どもたち・保護者は安全で楽しいひと時が過ごせた。山本町の自然を愛する心が育成できた。		
実施日時	平成25年11月2日（土曜日）9時～10時30分		
実施場所	知行寺山ハイキングコース周辺		
受益者	大野地区子ども会・保護者・山本住民		従事人数 18人
決算額	収入額	54,558円	支出額 54,558円
	内訳 受取補助金	54,558円	内訳 消耗品費 52,446円
	(交付金)		食糧費 2,112円

(4)

事業名	里山整備事業 「立石山登山道整備活動」		
事業内容	準備からはじめ3日間の活動でした。急な坂の部分は滑りやすく落石の発生も心配される場所であったが、階段や手摺ロープを設置することにより、歩行の安全性が向上し、危険な個所であることの注意を喚起することができた。		
実施日時	① 平成25年10月13日（日曜日） 19時～21時 ② 平成25年10月28日（月曜日） 13時～16時 ③ 平成25年11月17日（日曜日） 8時～11時		
実施場所	立石山登山道周辺（立石側登山道）		
受益者	登山者・山本町民		従事人数 50人
決算額	収入額	91,894円	支出額 91,894円
	内訳 受取補助金	91,894円	内訳 消耗品費 75,558円
	(交付金)		食糧費 6,336円
			業務委託費 10,000円

(5)

事業名	高齢者生活サポート事業「粗大ごみ持ち込みお手伝い活動」		
事業内容	高齢のため粗大ごみを処理できない世帯を対象に（独居高齢者、高齢者のみの家庭を対象）山本地区の出張回収日に併せて実施した。住環境も整備でき、安心して生活できることを期待する。活動準備に数回訪問し、（粗大ごみの確認と打ち合わせに訪問）高齢者の見守り活動の一環にもなった。		
実施日時	平成25年8月25日（日曜日）・平成26年2月23日（日曜日）		
実施場所	庵下・庵上・西上自治会		
受益者	3自治会の高齢者		従事人数 5人
決算額	収入額	8,500円	支出額 8,500円
	内訳 受取補助金	8,500円	内訳 諸謝金 8,500円
	(交付金)		

(6)

事業名	広報事業「暮らしの情報」			
事業内容	山本町の月行事予定をカレンダー形式にて作成、月はじめに市の広報誌と一緒に全世帯に配布した。特に保育所・幼稚園・小学校・中学校・公民館の行事を中心に掲載した。毎月発行することで住民に徐々に浸透してきている。特にゴミの収集日の確認に利用されている。			
実施日時	平成25年6月より発行			
実施場所	山本町			
受益者	山本町民	従事人数	広報部会	
決算額	収入額	98,894円	支出額	98,894円
	内訳 受取補助金	98,894円	内訳 消耗品費	98,894円
	(交付金)			

(7)

事業名	広報事業「まちづくり便り」			
事業内容	暮らしの情報紙の裏面を利用して、前月に行った行事を活動時の写真付きで掲載。住民の方に行事の様子を周知し、山本町の活性化につなげ、行事への参加意識が高まることを期待する。推進隊山本のお知らせ欄で推進隊山本の広報の役割も果たしている。			
実施日時	平成25年9月より発行			
実施場所	山本町			
受益者	山本町民	従事人数	広報部会	
決算額	収入額	0円	支出額	0円

(8)

事業名	広報事業「ロゴマーク作成」			
事業内容	8月よりまちづくり推進隊山本の理念等を理事会・部会などで協議した。専門業者にも参加を願い、4つの案より決定した。シンボルマークのデザインコンセプトは四つ葉のクローバー（山本町の4つの地区）を使ってデザイン。クローバーの下に山と水をイメージした形を配置して、全体は山本町の「山」を表現。キーワードは「溶け込む・力を合わせる・透明感」で事業運営の方向性を示している。			
実施日時	平成25年8月～平成26年2月			
実施場所	広報部会・理事会			
受益者	推進隊山本	従事人数	広報部会	
決算額	収入額	75,600円	支出額	75,600円
	内訳 受取補助金	75,600円	内訳 業務委託費	75,600円
	(交付金)			

(9)

事業名	広報事業「会員募集活動」			
事業内容	やまもと爽郷祭り開催時に、まちづくり推進隊山本の活動を広め会員増の目的に実施。ポケットティッシュ入りの会員募集チラシを出入り口で配布。後日入会について問合せがあった。			
実施日時	平成25年10月20日（日曜日）			
実施場所	山本町ふれあい公園			
受益者	—	従事人数	8人	
決算額	収入額	24,099円	支出額	24,099円
	内訳 受取補助金	24,099円	内訳 消耗品費	24,099円
	(交付金)			

(10)

事業名	高齢者生活サポート「元気会送迎支援」			
事業内容	山本町4地区で開催されている元気会に、参加したくても移動手段がなく参加できない人（交通弱者）のため、タクシーによる移動手段（往復）を支援した。一部自己負担をお願いしている。（自己負担額は委託事業者の収入とし、実費と自己負担額の差額を業務委託費とする）住み慣れた山本町で健康で明るく活動してもらうため、次年度も継続して実施する事業である。			
実施日時	毎月1回の元気会			
実施場所	各地区（神田・財田大野・河内）の公民館			
受益者	各地区の元気会 会員	従事人数	3人	
決算額	収入額	14,900円	支出額	14,900円
	内訳 受取補助金	14,900円	内訳 業務委託費	14,900円
	(交付金)			

(11)

事業名	健康推進事業「ヨーガ教室主催」			
事業内容	「健康と居場所作り」をテーマに推進隊が主催して教室を1月より開講。45名の参加があり月2回実施している。平成26年度も健康推進事業として継続実施する。			
実施日時	平成26年1月1回・2月2回・3月2回開催			
実施場所	山本町農村環境改善センター2階和室			
受益者	山本町民	従事人数	3人	
決算額	収入額	32,500円	支出額	32,500円
	内訳 受取補助金	32,500円	内訳 諸謝金	32,500円
	(交付金)			

(12)

事業名	高齢者生活サポート事業「高齢者一声運動・バラ寿司配食」			
事業内容	高齢者リストを作成し安否確認を目的に、対象者（70歳以上の高齢者宅）に「ばら寿司」を持参して訪問し見守り活動を行なった。後日大変感謝され、この活動が高齢者を元気づけることが出来る活動と確信した。（「ばら寿司」はさくらんぼの会が制作）しかし、活動後の課題として衛生面（食中毒等）の管理方法を議論・研究する必要がある。			
実施日時	平成26年2月15日（土曜日）～16日（日曜日）7時～11時			
実施場所	大辻自治会館周辺			
受益者	大辻70歳以上の高齢者	従事人数	25人	
決算額	収入額	22,397円	支出額	22,397円
	内訳 受取補助金	22,397円	内訳 消耗品費	22,397円
	(交付金)			

(13)

事業名	会員研修事業「ロゴ入りジャンパー作成」			
事業内容	イベントや事業の活動時に着用することにより、まちづくり推進隊山本の広報に成果を期待。また、推進隊山本の会員の士気は高まり、会員相互の一体感がさらに強まった。			
実施日時	平成26年2月			
実施場所	—			
受益者	推進隊山本会員	従事人数	広報部会	
決算額	収入額	162,500円	支出額	162,500円
	内訳 受取補助金	162,500円	内訳 消耗品費	162,500円
	(交付金)			

(14)

事業名	公共施設管理「消耗品・軽微な修繕」			
事業内容	消耗品等の補充と施設管理課・健康課と協議して軽微な修繕を行った。 (移譲業務)			
実施日時	通年			
実施場所	山本町保健センター・老人プラザ・農村環境改善センター			
受益者	山本町民	従事人数	事務局	
決算額	収入額	232,713円	支出額	232,713円
	内訳 受取補助金	232,713円	内訳 消耗品費	117,708円
	(交付金)		修繕費	113,005円
			業務委託費	2,000円

(15)

事業名	防犯灯管理			
事業内容	既存防犯灯の修繕業務（受付と支払業務）（移譲業務） 防犯灯修理件数 86件/年			
実施日時	通年			
実施場所	山本町			
受益者	山本町民	従事人数	事務局	
決算額	収入額	253,094円	支出額	253,094円
	内訳 受取補助金	253,094円	内訳 修繕費	253,094円
	(交付金)			

(16)

事業名	交通安全「交通安全キャンペーンの推進」			
事業内容	総務課の指導により交通キャンペーンを実施した。（移譲業務）			
実施日時	年3回			
実施場所	長瀬橋交差点・支所東側交差点			
受益者	山本町民	従事人数	事務局	
決算額	収入額	14,052円	支出額	14,052円
	内訳 受取補助金	14,052円	内訳 食糧費	14,052円
	(交付金)			

(17)

事業名	自治会連合会山本支部事務局			
事業内容	事務局を担当（移譲業務）			
実施日時	通年			
実施場所	—			
受益者	山本町民	従事人数	事務局	
決算額	収入額	300,000円	支出額	300,000円
	内訳 受取補助金	300,000円	内訳 支払助成金	300,000円
	(交付金)		@5,000円×自治会数(60自治会)	
			自治会連合会山本支部(別会計)として事業を実施。	

(18)

事業名	地区衛生組織連合会山本支部の事務局			
事業内容	地区衛生の事務局を担当（移譲業務）			
実施日時	通年			
実施場所	山本町			
受益者	山本町民	従事人数	事務局	
決算額	収入額		支出額	
	内訳		内訳	
	別会計処理		地区衛生組織連合会山本支部(別会計)として事業を実施	

(19)

事業名	その他の移譲業務			
事業内容	広報送付業務・グリーンパトロールの窓口・イベント用品貸出に関する事務・ダンボールコンポスト受付配布・講演会整理券配布業務等 (移譲業務)			
実施日時	通年			
実施場所	山本町			
受益者	山本町民	従事人数	事務局	
決算額	収入額	0円	支出額	0円

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

(総会)

会 議 名	まちづくり推進隊山本通常総会		
開 催 日 時	平成25年 4月 20日 19時～20時30分	出席状況	出席者数29人 委任状6人
審 議 内 容	第1号議案) 議事録署名人選任について 第2号議案) 平成24年度事業報告について 第3号議案) 平成24年度決算報告について 第4号議案) 平成25年度事業計画(案)について 第5号議案) 平成25年度収支予算(案)について		

会 議 名	まちづくり推進隊山本臨時総会		
開 催 日 時	平成26年 2月 19日 19時00分～19時40分	出席状況	出席者数24人 委任状9人
審 議 内 容	第1号議案) 議事録署名人選任について 第2号議案) 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本について 第3号議案) 任意団体「まちづくり推進隊山本」の活動休止について 第4号議案) 任意団体「まちづくり推進隊山本」の解散について 第5号議案) 任意団体「まちづくり推進隊山本」の残余財産の取り扱いについて		

(理事会)

会 議 名	第4回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成25年 4月3日 19時00分～21時30分	出席状況	出席者数12人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) 平成24年度事業報告及び決算報告について 第2号議案) 平成25年度事業計画(案)及び収入予算(案)について 第3号議案) 平成25年総会について		

会 議 名	第5回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成25年 4月11日 19時00分～20時40分	出席状況	出席者数14人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) 平成25年度総会について 第2号議案) 部会について		

会 議 名	第6回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成25年 5月 21日 19時00分～20時30分	出席状況	出席者数13人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) 活動提案書について 第2号議案) 部会の報告について		

会 議 名	第7回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成25年 7月 31日 19時00分～21時10分	出席状況	出席者数14人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) 活動提案書について 第2号議案) ロゴマーク作成について 第3号議案) NPO法人について 第4号議案) 各部会報告について		

会 議 名	第8回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成25年 8月 19日 19時00分～21時10分	出席状況	出席者数10人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) NPO設立準備について 第2号議案) ロゴマーク作成について 第3号議案) 活動提案書について		

会 議 名	第9回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成25年 9月 18日 19時00分～20時50分	出席状況	出席者数 8人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) NPO設立総会について 第2号議案) 活動提案書について		

会 議 名	第10回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成25年 10月 2日 19時00分～21時20分	出席状況	出席者数12人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) NPO設立総会について		

会 議 名	第11回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成25年 12月3日 19時00分～21時05分	出席状況	出席者数12人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) 活動提案書について 第2号議案) 新部会設置について		

会 議 名	第12回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成26年 1月28日 19時00分～20時20分	出席状況	出席者数12人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) 活動提案書について 第2号議案) 臨時総会開催について		

会 議 名	第13回 まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成26年 2月12日 19時00分～19時55分	出席状況	出席者数12人
審 議 内 容	議事録署名人の選任に関する事項 第1号議案) 臨時総会について		

様式第18号(第12条関係)


決算監査報告書

団体の名称 まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 中野 孝志 様

平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(NPOの場合は、活動計算書)及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成26年4月28日

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊山本

監事 白川 晶弘 

監事 高木 一成 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成 26 年 4 月 28 日

団体又は法人の所在地 三豊市山本町辻 333 番地 1

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊山本

代表者の氏名 理事長 中野 孝志



決算報告書

第2期

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

まちづくり推進隊山本



香川県三豊市山本町辻333番地1

財 産 目 録

まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
平成26年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

30,000

普通 預金

2,839,318

現金・預金 計

2,869,318

流動資産合計

2,869,318

【固定資産】

(有形固定資産)

機械及び装置

304,322

有形固定資産 計

304,322

固定資産合計

304,322

資産の部 合計

3,173,640

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

2,837,457

預り金 (源泉所得税)

31,540

流動負債 計

2,868,997

負債の部 合計

2,868,997

正味財産

304,643

貸借対照表

まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
平成26年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	2,837,457
小口 現金	30,000	預り金(源泉所得税)	31,540
普通 預金	2,839,318	流動負債 計	2,868,997
現金・預金 計	2,869,318	負債の部合計	2,868,997
流動資産合計	2,869,318	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	408,660
機械及び装置	304,322	当期正味財産増減額	△104,017
有形固定資産 計	304,322	正味財産 計	304,643
固定資産合計	304,322	正味財産の部合計	304,643
資産の部合計	3,173,640	負債・正味財産の部合計	3,173,640

損益計算書

まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)

自平成25年4月1日 至平成26年3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取補助金 8,362,543

【その他収益】

受取利息 321

経常収益計

8,362,864

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費 102,500

諸謝金 45,000

消耗品費(事業) 681,729

食糧費(事業) 33,986

修繕費(事業) 366,099

保険料(事業) 2,000

支払助成金 300,000

その他経費計 1,531,314

事業費計

1,531,314

【管理費】

(人件費)

給料手当 4,241,491

役員報酬 748,000

役員議事報償費 357,000

法定福利費 642,746

人件費計 5,989,237

(その他経費)

印刷製本費 81,828

会議費 44,498

旅費交通費 6,100

車両費 12,900

車両燃料費 35,481

通信運搬費 228,471

消耗品費 173,109

新聞図書費 17,955

減価償却費 104,338

保険料 135,450

リース料 102,900

租税公課 3,300

その他経費計 946,330

管理費計

6,935,567

経常費用計

8,466,881

当期経常増減額

△104,017

【経常外収益】

経常外収益計

0

損益計算書

まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

【経常外費用】

経常外費用 計 0

税引前当期正味財産増減額 $\Delta 104,017$

経理区分振替額 0

当期正味財産増減額 $\Delta 104,017$

前期繰越正味財産額 408,660

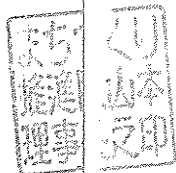
次期繰越正味財産額 304,643

様式第22号 (第12条関係)

全役員名簿
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊山本

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	中野 孝志	三豊市山本町 河内362	H25年4月1日～ H26年3月31日	H25年4月1日～ H26年3月31日
副理事	中西 克人	三豊市山本町 辻2278	H25年4月1日～ H26年3月31日	H25年4月1日～ H26年3月31日
副理事	囃子 鎮雄	三豊市山本町 大野811-1	H25年4月1日～ H26年3月31日	H25年4月1日～ H26年3月31日
副理事	岩倉 道夫	三豊市山本町 神田2960	H25年4月1日～ H26年3月31日	H25年4月1日～ H26年3月31日
理事	秋山 章裕	三豊市山本町 辻1914	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	永田 剛之	三豊市山本町 辻3426	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	藤原 啓子	三豊市山本町 辻3774-4	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	藤田 穂	三豊市山本町 河内2186	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	藤川 香織	三豊市山本町 河内1689	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	小野 洋二	三豊市山本町 大野3084	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	高橋 寛栄	三豊市山本町 大野2706-1	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	森 善四郎	三豊市山本町 神田1211	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	近藤 クミ子	三豊市山本町 神田1459-4	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
理事	近藤 雅春	三豊市山本町 神田959-3	H25年4月1日～ H26年3月31日	無
監事	白川 晶弘	三豊市山本町 河内932	H25年4月1日～ H26年3月31日	H25年4月1日～ H26年3月31日
監事	高木 一成	三豊市山本町 財田西262	H25年4月1日～ H26年3月31日	H25年4月1日～ H26年3月31日



まちづくり推進隊山本 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市山本町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、団体若しくは法人又は香川県三豊市山本町外に在住する個人。

2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。
 - (2) 第10条の規定により除名されたとき。
 - (3) 本人が死亡したとき。
 - (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。
- 2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市山本町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第11条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上14人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

- (5) 理事の選任又は解任
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 理事及び監事の職務及び報酬
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定に関わらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ること

なく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立当初の役員報酬等は、第17条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 6 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。



これは、当団体の規約である。

香川県三豊市山本町辻333番地1

まちづくり推進隊山本

理事長 中野 孝志

